



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

全ての加工食品の原材料の産地が表示されます！

食品選びの参考に！

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、すべての加工食品に拡大されます。

外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。レストランなどの外食やお店で調理された惣菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することができるため、産地表示の対象としていません。

また、輸入品には、どこの国から輸入されたかを示す「原産国名」が表示されているため、産地表示の対象としていません。

★★★ 産地表示のここが変わります！ ★★★

その1 1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地が表示されます。

《国別重量順表示》（原則表示）

名 称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉（〇〇〇産、△△△産）、豚脂肪、・・・・・・・・

2か国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。



その2 1番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地が表示されます。

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「〇〇製造」と表示されます。ただし、1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「〇〇製造」の代わりに、その産地が表示されることもあります。

《製造地表示の国別重量順表示》（原則表示）

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（〇〇〇製造）、小麦粉、・・・・・・・・



チョコレートが〇〇〇の国で作られたことを意味します。〇〇〇産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

その3 その他の表示と意味

【〇〇〇産又は△△△産】

〇〇〇産と△△△産以外の国の原材料は使用されていません。表示の順番は、過去の使用実績等では〇〇〇産の方が△△△産よりも多く使用されていたことを示しています。

【輸入】

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。



★★★ 産地表示Q&A ★★★

CHECK!



Q1 「国産」と「国内製造」の違いは何ですか？

A1 「国産」は原材料が生鮮食品である場合に表示され、その産地が国産であることを意味します。

「国内製造」は、原材料が加工食品である場合に表示され、その加工食品が国内で作られたことを意味しています。しかし、加工食品に使われた生鮮食品の産地が、国産であるという意味ではありません。

Q2 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか？

A2 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。



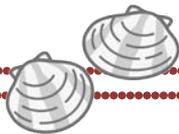
相談事例



事例 ダイエットサプリメントが「初回お試し価格500円」で販売しているというネット広告を見つけ、スマホから注文しました。商品が届き開封すると、「4回の定期購入コース・2回目以降は5千円」という説明書が同封されていました。**申し込みの際に内容をよく確認せず、定期購入になると気付かなかったのですが、返品はできるでしょうか。**

アドバイス ネットやテレビなどを見て自分から申し込む通信販売には、クーリング・オフ（契約の無条件解除）制度が適用されません。返品できるかどうかは、それぞれの契約で規定されるため、**契約内容によっては返品可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できません。**

申し込む前に、定期購入になっていないか、解約の条件がどうなっているかなどをよく確認するようにしましょう。



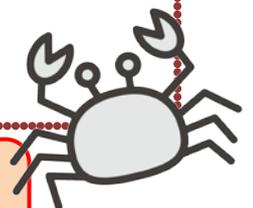
事例 **注文した覚えのない海産物が届きました。**家族が注文したのかもしれないと思い受け取ったのですが、誰も注文していないし、勧誘を受けた覚えもないとのことでした。請求書が同封されていたのですが、支払わなければならないのでしょうか。

アドバイス 商品を一方的に送りつけて「受け取った以上、購入しなければならない」と勘違いさせ代金を支払うように仕向ける手口だと思われます。購入する意思表示をしていないので、契約は成立していません。つまり、代金の支払い義務はありません。

申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、代金を支払わないようにしましょう。

また、受け取ってしまった商品は、受領した日から14日間は使用したり消費したりせず保管しましょう。この期間が経過すれば、消費者は商品を処分してもかまいません。

身に覚えのない商品が届いたら、受け取り拒否しましょう。



困ったときは消費生活センターへ ☎024-521-0999

【相談受付時間】月～金 午前9時～午後6時30分
第4日曜 午前9時～午後4時30分

なりすまし詐欺被害防止絵手紙コンクール

なりすまし詐欺の被害を防ぐため、小学生の皆さんが心を込めて絵手紙を作成しました。

★特選（最優秀作品）★

郡山市立富田東小学校
6学年 佐藤瀬那さん



★特選受賞者★

- ◆西会津町立西会津小学校
6学年 若林凜々子さん
- ◆いわき市立好間第一小学校
4学年 俣田蓮大さん
- ◆いわき市立好間第一小学校
3学年 斎藤悠希さん
- ◆白河市立白河第三小学校
1学年 大須賀暖花さん
- ◆福島大学附属小学校
1学年 長谷川慶佑さん

犯人はあなたの
“子どもを想う優しさ”を
狙っています！！

相談事例 ～もしかして、なりすまし詐欺？～

相談 息子を名乗る人物から電話があり「風邪をひいていて苦しい。明日、病院に行く。携帯電話はトイレに落ちて壊れてしまった。電話番号が変わった。」と言われ、違う電話番号を教えられました。

翌日になり、再び息子を名乗る人物から電話がありましたが、息子は自宅にいたため「間違いではないですか？」と言ったところ電話は切られてしまいました。

息子を装ったなりすまし詐欺の電話だったのではないのでしょうか。

アドバイス なりすまし詐欺の可能性が高いと思われます。「風邪で声が変わった」「携帯電話が変わって新しい番号になった」などと言ってだます準備をし、その後「会社のお金が入ったカバンを失くした」「事故を起こした」などと言い、「今日中にお金が必要」と要求する手口です。

「今日中に」と言われてもまずは落ち着いて、**息子さんの前の電話番号に電話をかけて確認することが大切です。**

不安に思ったり、電話でお金を要求された場合は、警察や消費生活センターにご相談ください。

福島県多重債務者相談強化キャンペーン

福島県では、12月を「多重債務者相談強化キャンペーン」期間と位置づけ、県弁護士会や県司法書士会の協力を得ながら、関係市町村とともに無料法律相談を実施します。併せて、メンタルヘルスや家計管理支援への対応も行っておりますので、是非ご利用ください。詳細な日程については、消費生活センターのホームページをご覧ください。

検索



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談】を定期的に実施しています。

相談の日時や方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】	消費生活センター	024-521-0999
	県中地方振興局	024-935-1295
	県南地方振興局	0248-23-1548
	会津地方振興局	0242-29-5295



「消費生活出前講座」のご案内

出前講座を随時実施しています。無料で講師を派遣しますので、ぜひご利用ください!

〈消費生活センター〉

【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
【講師】消費生活相談員等
【申込先】消費生活課
電話 024-521-7736
(最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。)

〈福島県金融広報委員会〉

【テーマ】金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
【派遣先】各種学習会、大学等
【講師】金融広報アドバイザー
(ファイナンシャルプランナー、司法書士など)
【申込先】福島県金融広報委員会
(事務局：日本銀行福島支店総務課)
電話 024-521-6355